第二十七条の次に次の章名を付する。

**第四章**　津波災害警戒区域

第二十八条第一項第三号中「次条第三項及び第三十条において」を「以下」に改める。

第三十三条を第六十二条とする。

第三十二条の次に次の一章及び章名を加える。

**第五章**　津波災害特別警戒区域

（津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨の公告）

**第三十三条**　法第七十二条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定（同条第十一項において準用する場合にあっては、指定の変更又は解除。以下この項及び次条第一項において同じ。）をしようとする旨の公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　津波災害特別警戒区域の指定をしようとする旨

二　津波災害特別警戒区域の指定をしようとする土地の区域

2　前項第二号の土地の区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一　市町村、大字、字、小字及び地番

二　平面図

（津波災害特別警戒区域の指定の公示）

**第三十四条**　法第七十二条第六項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による津波災害特別警戒区域の指定の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　津波災害特別警戒区域の指定をする旨

二　津波災害特別警戒区域

2　前項第二号の津波災害特別警戒区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一　市町村、大字、字、小字及び地番

二　平面図

（都道府県知事の行う津波災害特別警戒区域の指定の公示に係る図書の送付）

**第三十五条**　法第七十二条第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による送付は、津波災害特別警戒区域位置図及び津波災害特別警戒区域区域図により行わなければならない。

2　前項の津波災害特別警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、津波災害特別警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3　第一項の津波災害特別警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該津波災害特別警戒区域を表示したものでなければならない。

（特定開発行為の許可の申請）

**第三十六条**　法第七十三条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第十の特定開発行為許可申請書を都道府県知事等（同項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2　法第七十四条第一項第三号の特定開発行為に関する工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

3　前項の計画説明書は、特定開発行為に関する工事の計画の方針、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。次項及び第三十八条第二項から第四項までにおいて同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならない。

4　第二項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

| 図面の種類 | 明示すべき事項 | 縮尺 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 現況地形図 | 地形並びに津波災害特別警戒区域、法第七十三条第二項第二号の条例で定める区域及び開発区域の境界 | 二千五百分の一以上 | 等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。 |
| 土地利用計画図 | 開発区域の境界並びに予定建築物（法第七十三条第一項の制限用途のものに限る。第四十三条第二項第二号において同じ。）の用途及び敷地の形状 | 千分の一以上 | |
| 造成計画平面図 | 開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び崖（令第二十条第一項第一号に規定する崖をいう。以下同じ。）又は擁壁の位置 | 千分の一以上 | |
| 造成計画断面図 | 切土又は盛土をする前後の地盤面 | 千分の一以上 | |
| 排水施設計画平面図 | 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法（のり）寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 | 五百分の一以上 | |
| 崖の断面図 | 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面、崖面の保護の方法、崖の上端の周辺の地盤の保護の方法（当該崖の上端が基準水位より高い場合を除く。）並びに崖の崖面の下端の周辺の地盤の保護の方法（第四十三条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。） | 五十分の一以上 | 一　切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超える崖又は切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖について作成すること。<br>二　擁壁で覆われる崖については、土質に関する事項は、示すことを要しない。 |
| 擁壁の断面図 | 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 | 五十分の一以上 | |

（特定開発行為の許可の申請書の記載事項）

**第三十七条**　法第七十四条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日及び完了予定年月日とする。

（特定開発行為の許可の申請書の添付図書）

**第三十八条**　法第七十四条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

一　開発区域位置図

二　開発区域区域図

三　特定開発行為に関する工事の完了後において当該工事に係る開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を表示した地形図

四　第四十条第三項に該当する場合にあっては、土質試験その他の調査又は試験（以下「土質試験等」という。）に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項に該当することを証する書類